

高甫地区 人・農地プラン

別紙 1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
須坂市	高甫地区（大字野辺・大字八町）	令和2年10月1日	令和3年1月29日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	333.5	h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	244.7	h a
③地区内における65才以上の農業者で後継者が不明な農業者の耕作面積の合計	163.1	h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.97	h a
（備考）		

注1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

八町前山地区で、遊休農地が増えており、担い手の確保が必要。

その他の地区では、ブドウ栽培が好調であり、規模拡大、新規参入したい農家が多い。

円滑に、樹園地を継承できるように、離農する方の情報を集約していく必要がある。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

前山地区は、担い手が不足しているので、担い手の確保に努める。

国の事業等を活用し、農地の整備を実施していく。

その他の地区は離農する方の情報を定期的に集約し、担い手へ円滑に継承できるように努める。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、150筆、10.9ヘクタールとなっている。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、八町前山地区において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

新規・特産化作物の導入方針

当地域はブドウ、リンゴ栽培が盛んであることから、田、遊休農地などはブドウ・リンゴへ転換していく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

八町前山地区で鳥獣害防止の電気柵を設置していくとともに、維持管理を適正に行い、鳥獣害防止に努める。放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。